

社会福祉施設要配慮者受入環境整備事業費補助金交付実施要領

第1 通則

社会福祉施設要配慮者受入環境整備事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、社会福祉施設要配慮者受入環境整備事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの実施要領（以下、「要領」という。）の定めるところによる。

第2 補助対象事業者

- (1) 要綱第2(2)に規定する福祉避難所の役割を担う施設を運営する事業者を補助対象とする。
- (2) 補助対象事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負う。

第3 補助対象経費

- (1) 当該事業の補助対象経費は、要綱第2(1)に規定する社会福祉施設要配慮者受入環境整備事業の実施に要する経費であり、別表に掲げるもののほか、感染症対策に係るゾーニング環境等の整備に資する資材購入に要する経費として知事が認めるものとする。
- (2) 補助額は、1施設あたり30万円を限度とする。
- (3) 他の県費補助金等の収入がある場合には、その金額を補助対象経費から控除する。ただし、事業主体の構成員や事業参加者が負担する負担金や協賛金（企業協賛金を含む）等は控除しない。
- (4) 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- (5) 国の補助金や県の他の補助金等と補助対象経費が明確に区分できない経費は、補助対象外とする。

第4 申請資格確認

補助金を希望する者は、交付申請に先立ち、原則として事業開始日の30日前までに、次の提出書類により申請資格確認をするものとする。

- (1) 補助事業申請資格確認書（様式第1号）

附則

この要領は、令和3年度分の補助金に適用する。

別表

区分	感染症対策に係るゾーニング環境等の整備に資する資材
①ゾーニングに必要な資材	パーテーション
	テント
	ビニールシート、ビニールカーテン
	区画区分用の標識
	アクリル板
②ゾーニングに付随して必要な資材	ダンボールベッド
	非接触式体温計
	送風機（サーキュレーター）
	空気清浄機
	発電機
	ポータブルトイレ

注) ②のみの執行は不可とする。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

補助事業申請資格確認書

第 号
年 月 日

静岡県健康福祉部企画政策課長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度において、社会福祉施設要配慮者受入環境整備事業費補助金を申請したいので、確認書を提出します。

【確認内容】

以下の施設については、福祉避難所として 市・町から指定されている施設又は協定を締結している施設としての確認

補助事業実施を希望する施設	住所 名称
---------------	----------

【申請担当者連絡先】

(郵便番号) 〒	—
(所在地)	_____
(担当者氏名)	_____
(TEL)	— —
(FAX)	— —
(E-mail)	_____

【市町記載欄（申請者は記載不要）】

該当する欄に○を記載	<input type="checkbox"/>	福祉避難所として指定
	<input type="checkbox"/>	福祉避難所として協定締結
	<input type="checkbox"/>	福祉避難所として指定なし又は協定締結なし（申請資格なし）